

Schemes of risk evaluation (3) Democracy

シュレーダー=フレchetteは第 11 章と 12 章でリスク評価とリスク管理についての自分自身の立場をある程度説明している。

1 RCBA(risk cost benefit analysis)の利用 (use of RCBA)

ここまでで RCBA に対してさんざん批判をしてきたにもかかわらず、フレchetteは基本的には RCBA を使うことを支持する。(Schrader-Frechette supports uses of RCBA)

RCBA への批判は二つ(p.172)

- RCBA は功利主義的な構造をもつが、功利主義には深刻な欠陥がある (deficits of utilitarianism)
- RCBA では人間の状況的な理解や決定のすべての事例をモデル化できない。(modeling human situational understandings and decisions)

(1) 恣意性の問題

極端な批判者たちは以上のような理由から、リスクの評価においては直観的な判断をよう求める。

しかしシュレーダー=フレchetteはそういう直観主義的な立場を恣意的な判断がまかり通ってしまうとして批判。(arbitrariness of intuition)

RCBAは少なくとも方法論的には恣意的ではない。(p.177)

(2) 民主主義的手続きをめぐる問題

参加型民主主義が成立する必要条件(p.179) necessary conditions for participatory democracy

1 すべての参加者が強制されていない、合理的である、手続きを受け入れている、無私である、共同体の自己利益と共同の合意にコミットしている、普遍的な解決のみを受け入れる、平等で完全な情報を持っている。

2 合意の内容は実行可能でリスクを伴わない (みんなが従うことが保証されている)

3 すべての参加者が自分の熟考の末の意見を合意に反映させることができ、だれもが声を挙

げることができるような手段を使っている (N.S. Care “Participation and Policy”)

しかし現実にこれらの条件が満たされていることはめったにない。この条件がないところで手続きだけ民主主義にしても望ましい結果が得られるとは限らない。RCBA は少なくともある種の合理性を持っていることはまちがいない。

(3) RCBA の目的の制限 (limiting the purpose of RCBA)

RCBA だけで評価ができると思わなければいろいろ役に立つ。

「RCBA の目的は選好に関係するある種の情報を生むこと」 (The goal of RCB is to provide relevant information about preference). p.180

(4) RCBA の改良 (improving RCBA)

RCBA は少なくとも三つの意味で功利主義的ではない。 (p.182)[と言っているが、この箇所は要するに RCBA において risk、cost、benefit とされるものは効用である必要はない、ということをしているいろいろな言い方で言っているだけのように見える。]

倫理的に問題のあると思われる帰結 (たとえば実際にリスクにさらされている人たちがインフォームド・コンセントを与えられる立場にいないような場合) に対して負のウェイトをかけるような RCBA も考えられる。(p.183) giving negative weight to ethically problematic consequences like the lack of informed consent from the affected parties.

他の方法によるリスク評価と比較→一種の敏感性テスト(sensitivity test) p.186

いろいろな仮定をかえてみて、どのくらい結論が仮定に依存しているかを調べるのが敏感性テスト。リスク分析のさまざまな方法を併用することで、一種の敏感性テストをしていることになる。

結局、シュレーダー=フレチェットの最終的な立場は、RCBA にさまざまな参加型民主主義の要素を付け加えることで、素朴実証主義を乗り越え、より客観的なリスク評価を行うこと。

2 リスク管理 (risk management)

具体的なリスク管理の方法としては交渉(negotiation)と補償(compensation) をベースにしたモデルを考える (ch.12)。明示的な同意を実現するには交渉が不可欠。(negotiation is indispensable if we want explicit consent) (p.206)

交渉によるインフォームド・コンセントが成立する条件

- (1) 関係者がそれぞれほぼ対等な力を持つ (roughly equal power)
- (2) いろいろな視点が考慮に入れられなくてはならない。(taking into account various perspectives)
- (3) 交渉のプロセスを組織するのは監督官庁ではなく利益相反のない市民や専門家 (the process is organized not by agencies but by citizens and experts without conflicts of interest)